

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : ①大成建設(株)
②(株)竹中工務店
業者の住所 : ①東京都新宿区西新宿1-25-1
②大阪市中央区本町4-1-13
- 2 指名停止措置期間 : ①及び②
平成21年7月23日~平成21年8月22日(1ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域

4 事実概要

大成建設(株)及び(株)竹中工務店の社員は、平成20年4月2日、兵庫県姫路市内で施工した工場建設工事において、水質汚濁防止法の規定による排水基準を超える強アルカリ性の湧出水を、過失により適切な処置を講じず公共用水域に排出させた。このことが同法に違反するとして、平成21年3月16日姫路区検察庁から公訴を提起された。

5 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第14号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

アーバンエース三宮ビル12階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026